

令和5年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和5年9月 5日

閉 会 令和5年9月 8日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（9月7日）

出席議員 8名

| | | | | | | | |
|----|----|----|---|----|----|----|---|
| 1番 | 坂本 | 豊 | 君 | 2番 | 久慈 | 省悟 | 君 |
| 3番 | 川崎 | 憲二 | 君 | 4番 | 柿崎 | 裕二 | 君 |
| 5番 | 森 | 弘美 | 君 | 6番 | 吉田 | 勉 | 君 |
| 7番 | 乳井 | 巖公 | 君 | 8番 | 小鹿 | 重一 | 君 |

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | |
|---|---|----|----|----|-----|----|-----|---|
| 村 | 長 | 久慈 | 修一 | 君 | | | | |
| 副 | 村 | 長 | 小松 | 生佳 | 君 | | | |
| 教 | 育 | 長 | 吉崎 | 博 | 君 | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 八木澤 | 琴美 | 君 | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 稲葉 | 正明 | 君 | | |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 吉田 | 聡 | 君 | | |
| 住 | 民 | 課 | 長 | 佐藤 | 一仁 | 君 | | |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 高谷 | 久美子 | 君 |
| 教 | 育 | 課 | 長 | 木村 | 伸一 | 君 | | |
| 産 | 業 | 振 | 興 | 課 | 長 | 高田 | 一憲 | 君 |
| 建 | 設 | 課 | 長 | 高田 | 徹 | 君 | | |
| 代 | 表 | 監 | 査 | 委 | 員 | 坂本 | 亮 | 君 |

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

| | |
|---------------|------------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 川 孝 治 君 |
| 議 会 事 務 局 次 長 | 坂 本 ゆ かり 君 |

会議で定められた会議録署名議員の氏名

| | |
|-----|---------|
| 5 番 | 森 弘 美 君 |
| 6 番 | 吉 田 勉 君 |

議事日程（第2号）

| | | | | |
|----|------|----|------|----|
| 第1 | 一般質問 | 6番 | 吉田 勉 | 議員 |
| 第2 | 一般質問 | 3番 | 川崎憲二 | 議員 |
| 第3 | 一般質問 | 7番 | 乳井巖公 | 議員 |
| 第4 | 一般質問 | 4番 | 柿崎裕二 | 議員 |
| 第5 | 一般質問 | 5番 | 森 弘美 | 議員 |
| 第6 | 一般質問 | 1番 | 坂本 豊 | 議員 |
| 第7 | 一般質問 | 2番 | 久慈省悟 | 議員 |

午前9時35分 開議

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 6番 吉田 勉議員

○議長（小鹿重一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は7名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、6番吉田 勉君の質問を許します。吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） おはようございます。6番吉田 勉です。

今回はエアコンの設置について、村当局の考え方を聞きたいと思います。

まず、小中学校と、それから公民館、集会所の2つに分けて質問したいと思います。

それでは、最初に小中学校のエアコンの設置についてお尋ねします。

夏休みが過ぎてもまさに酷暑というべき今年の暑さですが、これでは今までやっている換気や扇風機対応ではとても間に合わないと思います。熱中症対策のためにも小中学校にエアコンの設置が必須と思われるますが、村長及び教育課長の説明を求めます。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） お答えします。

確かに今年は6月からもう暑く、残暑も長く続いています。今までは、暑い日は夏休み期間であり、現場からも特に要望がなかったことから設置はしませんでした。今年の異常な暑さが来年以降も続く可能性も十分あり、また先生や保護者からもエアコン設置の要望もありました。

このことから、エアコンの設置を検討するため、各教室のエアコンの規格や電気容量などを調査し、この調査結果を踏まえエアコンの設置をする方向で検討したいと考えております。（「村長からもお願いします」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） このエアコンの設置につきましては、今まで学校現場の状況あるいは学校の意見、PTAの意見ということで、教育委員会にお任せしたという形になっています。

その理由は、やはり学校施設というのは学校長が管理し、そして教育委員会がそれを

まとめて、そして村長部局、行政当局にそれを要求するという形が正しいというふうには思っていましたので、そのような対応をしてきたわけですが、ここに至ってやはりやるとなると、その辺の財源をどうするかという問題もまた出てくるわけですので、財政当局との協議ということも十分詰めながら考えていかなければいけない、やっていかなきゃいけないと、このように思います。

今年の夏の気候を見まして、誰もがエアコンが学校に、エアコンが必要という意見であろうかと私は思っています。また、来年は暑くならないという確証もないわけですので、設置すべきだろうと、このように思っております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 令和5年の6月議会で、エアコンの設置費用、概算で2億2,000万円と見込んでいました。しかし、これは業務用エアコンの見積額で、全館冷房を前提にしたものと思います。必要な拠出だけに、青森市のように家庭用エアコンを設置すればいいと考えますけれども、今、予算というか、調査費を計上するという話もありましたけれども、家庭用エアコンの場合だとどのくらいになるか、まだ調査しないと分からないということですか。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 以前に回答した設置費用は図面上で計算した費用で、かなり大まかな試算です。ですから、現場できちんと調査をして、家庭用エアコンで賄えるのか、またキュービクルの新設が必要なのか、増設では駄目なのかとか、最低限の台数はどうなのかとか、そういうことをいろいろ把握しながら検討していきたいと。ですから、それを踏まえてじゃないとちょっと費用は算出できないと思っています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 設置費用の計上の話も出ましたが、そしてキュービクルという話も出ました。このキュービクルをつけるだけでも、もう大きな金額となってしまいます。私はキュービクルをつけないでリースの発電機でも対応できるのではないかと思います。

そして、この設置費用を補正で100万円ほど見込んでいるわけですが、ただ調査しても、大まかな調査となってしまうのは何にもならないので、例えば学校側と相談

して、エアコンを入れる部屋を、教室を幾らにするとか、またもう一つは総額で幾らぐらいの予算を見て、その中でどのぐらいのものが設置できるのかというやり方にしてはどうでしょうか。

そこで、村長にお尋ねしたいのですけれども、村長の考えで実現可能な予算額というのは、おおむねどのぐらいなのでしょう。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この件に関しましては、まだ私は設計書も全て見たことはないわけございまして、どういう状況でつければ一番理想的なのかというのは、そういう調査をした上で決めていかなきゃいけないだろうと。その上で、金額がどうのこうのというようになればまたいろんな制約が出てきますので、私はそこは考えないというふうに思っています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） そこは考えないとすると、また今までのようにお金がかかり過ぎるのでつけないとか、そうなった場合は調査費で100万円ほど見込んでいますけれども、それが無駄金になってしまいます。

そこで、今言ったように、必要最低限の予算で前向きにつけるようにということを検討してほしいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） ですから、調査をちゃんと実施して状況を把握して、今言われたように、必要最低限の設置も検討しながら設置に向けていきたいと思えます。

○議長（小鹿重一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 設置に向けて進んでいきたいと思えますという声がありましたので、小中学校のほうはひとまずこれでおきたいと思えます。

続いて、公民館と集会所にも必要と考えますけれども、各地区の公民館、集会所は災害時の一時避難場所となっています。しかしながら、今年のように暑ければ、そこに避難しても暑さに耐えてそこにとどまることは困難だと思います。避難場所でありながら必要な要件を満たしていないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 各地区の公民館、集会所で災害時の避難所に指定されている

施設は10か所あります。今年のような暑い時期に災害が発生し、公民館、集会所に避難しなければならぬ場合は、暑さ対策は必要と思います。

○議長（小鹿重一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 暑さ対策が必要という答えが出ました。しかし、実態は、各地区の公民館、集会所に扇風機が設置されているところはそれほどありません。

そこで、私はウインドーエアコンの設置を求めたいと思います。ウインドーエアコンは1台5万円以下で買えます。各地区の集会所の部屋の坪数に応じて、大きいところは2台も設置すれば十分と考えます。冷えるまで多少時間はかかるでしょうけれども、もしこれを設置するとすれば、設置費用を見込んでも100万円程度でできると思われま。地域の会議や集会、最近では百歳体操の場として利用されていることを考慮の上、ぜひ設置を要望したと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 近隣の町でも地区の公民館、集会所が災害時の避難所に指定されていると思いますので、調査をして検討していきたいと思。います。

○議長（小鹿重一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 調査・検討ということですがけれども、佐井村のほうでも昨日の新聞を見る限り決めたようですので、近隣の様子ということだけではなく、暑さ対策という面で積極的に取り組んでくださるようお願いして、私の質問を終わりたいと思。います。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、6番吉田 勉君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 3番 川崎憲二議員

○議長（小鹿重一君） 日程第2、3番川崎憲二君の質問を許します。川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） おはようございます。3番川崎です。今日は私、3点について質問をしたいと思。います。

まず、1点目ですが、畑地化促進事業についてです。

国のほうで転作田について水張りの5年ルール等を設けまして、畑地化の促進事業ということで推進しております。今年度農家よりも申請されておりますが、農家より採択されなかったという声がほとんどでありました。

そこで、下記のとおり質問ということで、まず1つ目ですが、要望では、高収益作物

686アール、畑作物 1 万5,482アール、計で 1 万6,168アールと聞いていますが、申請された面積はどれくらいあったのか、答弁をお願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 当初要望時点では議員が言われた内容となっていました。その後、国から事業該当要件が追加され、再度精査したことによるものと、作付が行われないなどによる取下げが行われました。それにより、現在の要望面積として、高収益作物で415アール、その他作物で 1 万3,206アールの合計で 1 万3,661アールといった状況です。

その中で、先日国から 1 次配分予定者が 3 名となった旨、連絡を受けています。1 次配分された内容としては、高収益作物で134アール、その他作物で460アールの計594アールといった状況となっています。

以上です。

すみません、まずその方々が申請できることとなり、今現在での申請面積として先ほどの594アールとなっております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3 番（川崎憲二君） 5 点質問ある中でいろいろ、今答弁あった中では、2 番の採択面積とまでいきました。3 名の採択、一応ありまして、594アールのまず面積、申請できる面積があったと。

採択についてなのですけれども、ポイント制と聞いております。農家から言わせると、どういう基準で選ばれるのか、またそういうのが分からないというのも聞いておりましたので、ここで高収益作物が優先されるのか、どういうのが優先されるのか、また要件や基準はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） ポイントについてですが、高いほうからのつけ方として、取組品目では、高収益作物で加工用・業務用の野菜及び果樹、次に高収益作物でさきのもの以外、その他の品目となり、取組面積では大きい面積ほど高くなります。その他では、県推進計画に位置づけられた農業者へのポイント加算もございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 要するに高収益作物等、また加工・業務用等に取り組んでいけば採択されやすいというのをまず分かりました。当村ではソバがほとんどで、そうなりとやはりなかなか採択されないのかなというの今、現実としてちょっと思いました。

いろいろ調べると2次募集もあると聞いていますが、それはいつ頃になるか、分かっている範囲でお願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 現在の国からの情報としては、既に要望されている中で、配分保留者となっている者への2次配分を秋頃に行う予定だそうです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 漏れた分というか、当初申請した方でその分の2次配分に回る方というのがあると今言われたのですけれども、それはどれくらい配分されているか、分からないと思いますけれども、そういう情報とかはあるのですか。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 端的に言えば分かりません。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 当然分からないと思いますけれども、2次募集ということもあると、先ほど秋頃ということですが、仮にこの2次募集でも採択されないという場合は、それはどうなるのか。次年度以降また採択されるのか、その辺も併せてお聞きいたします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 国の現在の考えでは、今年度採択されない部分に対して水田活用の直接交付金で対応するとのこと。また、次年度についても要望が取られると思いますので、そちらのほうの考えも次年度において発生するという事で理解してございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 今年採択されなかった場合は水活で対応すると。次年度についてまた募集等をやるというような感じだと思いますけれども、今回申請に当たって、生産

者の方は借りている農地等に誓約書ですか、持ち主から誓約書を書いてもらっているのですけれども、次年度また仮に募集なり申請する際に当たり、またそれをもらったりするというのは、1回もらったものを2回目またもらうというのはなかなか多分面倒なことだと思うので、その辺は今回承諾していただいたのであれば、それは次年度も使えるよう、またそれを要望したいと。

それで、なかなかこの畑地化事業、村でもその面積、かなり大きい面積なのですが、聞くとところによると、まず水田に復元できないようなところ、そういうところは何か除外されるような話も聞いております。トマトの生産者であれば、もう既にそういう水路なり水も入れないという状況なので、できればトマト作付者等、そういう方々はやはり優先で採択されるようなほうを要望して、生産者がそういうようなスムーズな、トマトなりやっている人はなかなかもう水田には戻せないで、その辺も採択されるように働きかけてほしいなと思います。1番については終わりたいと思います。

次です。物価高騰対策ということで、物価高騰、今でも値上げ、9月に入ってもいろいろ食品なりお菓子、いろいろな面で値上げが続いています。村でも国でも非課税世帯には1世帯3万円という、前回支給されておりますけれども、また前回の定例会でも、村長は課税世帯にも支給したいと答弁していました。現に外ヶ浜でもとびっきり商品券みたいな感じで8月から配布しておりました。

そこで、質問ですけれども、当村では支給、そういうのはやらないのかお伺いいたします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 県では物価高騰の支援策を検討する対策本部を設置し、必要な対策を検討しております。今後、県や他町村の動向を見て給付額を決定して支給したいと思っております。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 今、他町村と、外ヶ浜ではもう支給しておりますが、金額等はまだこれからだと思いますが、支給という言葉は聞きました。支給するのであれば、大体いつ頃を想定しているのか、その辺も答弁お願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 支給するとなれば、臨時議会を開会して早急に支給できるように進めてまいりたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 早急ということも聞いたので、燃料も高騰し、結構村民の方々も大変だと思いますので、できる限り早めの対応をお願いしたいと思います。

最後ですが、3番目です。高齢者等の熱中症対策ということで、先ほどからエアコンの話も出ていますが、年々暑さが増して今年度は県でも35度を超える地域がかなり多くあったと。当村においても今までにないくらい暑い日が続いて、ヤマセでもこんな暑い日というのは私も経験したことがないくらい暑いということで、年々暑さが増していると。県でも連日、熱中症の警戒アラート等が気象庁より出されて注意を呼びかけておりました。

熱中症対策に関する法改正ということで、気象変動適応法ということが一部改正ということで、令和5年の5月11日に公布になっております。そのことによって各自治体が熱中症対策ということで、クーリングシェルター、公共の場を涼みどころということで施設を開放しております。今のこの気象変動対応についても、地域の対策ということでクーリングシェルターとして指定ということも載っております。

そこで、村でも公共施設、ふるさと総合センターですけれども、あそこはエアコンがついております。そこを当村でもクーリングシェルターとして開放して熱中症対策としてはどうかということですが、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 議員のおっしゃるように今後も暑い日が続くと思われるので、9月以降、予約が入っていない会議室等は開放したいと思います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 一般の家庭でもやはりエアコンがついていないところはかなりまだ多くあるので、今教育課長が言ったとおり、対応してくれるということですので、大いに有線なり放送等で、アラートが出た場合はそういうのを呼びかけてほしいなど。

県でもむつ市のほうでそういうのをやっておりましたので、今後村のほうでもそういう対応をしようと思うので、今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

ということで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、3番川崎憲二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 7番 乳井巖公議員

○議長（小鹿重一君） 日程第3、7番乳井巖公君の質問を許します。乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） おはようございます。7番乳井です。私からは大きく3つ質問させていただきたいと思います。

初めに、小中学校及び職員室へのエアコン設置についてです。先ほどもエアコン設置の質問があり、教育課長のほうからは設置する方向で検討したい、また村長からは設置すべきであろうというような回答がありましたが、いつということには触れられていませんでした。来年度から設置というふうに、今年の補正予算で調査費へ計上されていますが、来年度から設置というようなことでよろしいでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 私の中ではまず来年度設置したいというふうに思って、今調査費を上げさせていただきました。それを早急にしてその準備を進めてまいりたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） 前向きな回答ということで、エアコンについては終わらせていただきます。

続いて、2つ目ですけれども、小中学校の部活動のクラブチームへの移行についてです。

近年、少子化、また学校、教職員の働き方改革等の意向で、部活からクラブチームへの移行が進められているところです。当村においても同じような理由で試合に出られないというようなことから、部活ではなくクラブチームに参加している子供たちが増えていと聞いております。

そこで、今年度の小中学校における部活動、クラブチームの参加状況というのはどのようなになっているのかお聞かせください。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） お答えします。

まず、小学校で、部活動が10名、クラブチームが25名、中学校で、部活動が48名、クラブチームが12名でございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） 今年から中学校では部活動が強制参加ではなくて自由になって、クラブチームに行ってもいいよというような流れになっていったというのは聞いておりました。そんな中で、いろいろ大会に参加するに当たり、クラブチーム側からも参加費なり、県大会全国大会、東北大会等々に進むに当たれば、なかなか個人負担が難しいというような話も聞かれています。村としても、県なり、国なりの方針に沿った一定のルールづくりが必要ではないかと思いますが、村としての方針、これは整備はどのような状況でしょうか。答弁を求めます。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 国は、土日の部活動を令和5年から7年度までに段階的に地域移行していくことを目標に提言してございます。この提言を踏まえ、現在はまだ策定してございませんが、今後、近隣の状況も参考にしながら、また学校とも十分協議し、村の方針等を整備したいと思っております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） 過去には県大会、全国大会を飛び越えて、クラブチームとして国際大会に参加したような例もあります。そういうことも踏まえれば、旅費の面でもいろいろ整備することが必要かと思っておりますので、早急に整備いただければ助かるので、そこはひとつ配慮いただければと思っております。

続いて、3つ目になりますが、私からも価格高騰対策について質問させていただきます。

初めに、農林水産事業者活動継続支援ということで、青森市のほうで農業者・漁業者を中心に、1事業者当たり5万円の給付を行っております。当村でも1次産業を衰退させないためにも必要な措置かと思っておりますが、このような支給はできないのかお伺いします。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 現在、地政学的リスクによる物価高騰の影響を受けている中で、村の基幹産業に対する支援についても、今回の議員からの意見・要望を受け、国、県、他市町村の動向を注視し、関係機関からの意見を聞きながら、協議・検討したいと考えております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） あわせて、青森市では中小事業者向けの物価高騰対策も実施しております。これは中小企業、農林水産業以外の個人事業主について支援を行っているところではありますが、当村においてもいろんなサービス業なりあるかと思えます。こちらに対しても支援が必要と思えますが、どうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 他市町村が実施している物価高騰の影響に対する支援策等を参考にしながら、村の他産業とのバランスを考慮した中で協議・検討したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） 検討ということでしたので、前向きに進めていただければと思います。

3つ目でございますが、航空防除代金への助成についてです。

昨年、航空防除代は全額村のほうで負担いただき、農業者としては大変助かっているというような、感謝しているというような声を聞いております。今年度、村からは例年どおりの助成が見込まれているところではありますが、物価高騰のあおりを受け、生産者の負担額が10アール当たり530円程度増額されることが見込まれております。これを踏まえ、本来全額助成いただきたいところではありますが、この増額部分の助成を検討いただけないものでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 今年度の助成額として、昨年度対比で20万円増額の251万円を予算化しているところです。今言われた議員からの意見を加味し、農業者の声に真摯に耳を傾け、航空防除代金の農家負担軽減に向けた話合いを関係者を含め協議したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） 検討したいということでしたので、今朝の新聞にも出ていたのですが、ガソリン価格は過去最高値を更新していると。また、軽油の価格についても、コロナ禍前の時点と比べると、1リットル当たり44円ほど値上がりしているような状況でも

あります。

これらを含めて、ぜひ助成いただけるようお願いいたしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、7番乳井巖公君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（小鹿重一君） 日程第4、4番柿崎裕二君の質問を許します。柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。4番柿崎です。今日は1点について質問いたしたいと思います。

1、鳥獣被害防止策について質問いたします。

鳥獣被害が数年前より村内全域で目立ち、村でも様々な対策を講じてきたと思うが、耕作者より被害と駆除の声が減らない状況であります。

令和4年度の村内の鳥獣による農作物被害は、猿によるものが最も目立ち、村内全域で被害が出ているように思います。また、農作物は無論のこと、整備した山林の森林の樹皮を剥がしたりとか、荒らされた被害も出ていると思います。また、近隣町村では住宅の近くで車と接触した事例も見受けられ、時には住宅地まで入り込み、住民を威嚇する様子が見受けられていると。

鳥獣被害は農業者・森林保有者にとって、経済的な損失のみならず、営農意欲、営業意欲、耕作放棄地、そして最も怖いのが、住民に対して牙をむくなどの被害がこれ以上増えることが一番懸念されます。本村においても、特に農業は住民の生活を支える主要産業の1つであり、関係者から効果的な対策を進めてほしいとの要望が非常に多いわけです。村として今まで様々な鳥獣被害防止策を実施しているとは思いますが、効果につきましては、残念ながらよい結果が出ているとはなかなか言い難い状況であると考えています。

そこで、お尋ねいたします。昨年または直近の農作被害額、被害地区、1年間で鳥獣被害防止対策にかかる費用額を、分かる範囲でいいのでお聞きしたいと思います。答弁を求めます。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 村で把握している被害額としては、販売野菜を主とした額になりますが、令和3年度で18万2,000円、面積は3.3アール、地区は中沢・蓬田地区

です。令和4年度として、額で200円、面積として0.2アール、地区は広瀬地区となっております。

あと、対策にかかる予算の総額ですけれども、ちょっと時間を要しますので、後ほど議員のほうにお答えするというところでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）よろしく申し上げます。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 私たちに聞こえている農作物の被害の苦情、それから駆除願、そういった数からすると、被害額として村のほうに届けられている額という、数字というのは、今答弁いただきましたが、非常に被害報告とその数値がかち合っていないように感じます。これはほんの一部の方が届け出るだけであって、実際はこの何倍も、大きく言うわけじゃありませんが、何十倍も出ていると思います。そういった面では、これからますますこの鳥獣被害、特に猿の被害に対しては何かしらの対策を講じていかなければいけないと考えております。

2番に移りますけれども、今まで特に猿被害として、爆竹、モンスターウルフ、箱わななどを設置し対処してきたと思いますが、その効果は残念ながらよい結果がなかなか得られていないと。このモンスターウルフに対しては、この中でも多少効果が認められて、昨年度、今年度でしたか、昨年度でしたか、3基また購入して駆除に当たっていると、そういう状況では聞いております。

しかしながら、村として今後その猿被害対策としてもっと効果的な何か別な対策が考えられないかということで、そういう計画を検討していないものでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 村の現在の対策として、動物駆逐用煙火、モンスターウルフを使った追い払い、箱わなによる捕獲を主として実施しているところです。それらの効果としては、被害面積等から令和3年度が突出して大きかったものの、令和4年度と現在の状況としては大幅に被害を抑えられていると思います。

村の今後の進め方としては、実績として効果があるものを継続的に進めていく中で、現在20名が取得している煙火消費者手帳保持者の増加も見込んでいきたいと考えています。

また、農家自身による食物残渣処理が適正に行われていないことにより、野生動物の

誘引原因となっているケースや、農地周辺の環境が不適切なため被害を及ぼしている場合など、地域住民に対しそれらに対する啓蒙活動も続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 次に、3番に移りたいと思います。

先日、村と蓬田村漁業協同組合、そして一般社団法人日本ドローン活用推進機構が密漁防止、農林水産業の促進等で協定を締結したということを知りました。

そこで、私が調べたところによりますと、その一般社団法人日本ドローン活用推進機構で令和4年度、むつ市においてドローンを活用した猿追い事業を展開し、ドローン単体で威嚇してみたり、鷹の鳴き声をスピーカーで装着して流して飛ばしたり、犬の鳴き声、それから自動車などの騒音、生活音などを流し、計10回ほど1年にわたり試みたそうであります。

その成果としては、ある一定の効果が物すごくあったと。以前より猿に受信機をつけてまして、群れ単位である程度の行動範囲を調べた上でドローンを持っていき、その集団を追い払うというやり方をやって、全てのものに効果があったと。もちろん村でやっている箱わな、モンスターウルフの設置の対策も当然ながら有効だとは思いますが、今後そのせっかく提携を結んだ機関がありますので、今後ドローンを活用して有効的な猿追いをしてはどうかと思います。

本村においても、ドローンを活用した鳥獣被害対策に積極的に取り組むべきだと私は思っています。せっかくドローン関係の協定を締結したのですから、十二分にそれを活用すべきだと考えます。

そこで、現在の鳥獣被害対策の取組状況と今後の対策について、ドローンの活用を検討すべきではないかと思うのですが、産業振興課長または村長はどのように考えますか。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 8月8日に議員が言われた3者により連携協定書が締結されました。当面の目標として、ドローンを活用した密漁防止を大きな課題として取り組むものです。

今後、将来に向けた取組としては、協定の中に位置づけられているドローンを使った

地域での課題解決を協力していくとしたことから、鳥獣被害防止に対しても有望視されると考えるところです。

しかし、実施までは、先進地からの情報、課題解決体制づくりなど、検討を整備しなければならぬことから、一定程度の時間を要するものと考えております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今柿崎議員がおっしゃったとおりでございます。過去、ここ言わば10年間ぐらい、こういう対策に対してすごく気を遣ってやってきたわけですが、やはり箱わな、爆竹、モンスターウルフ、そういったものをかけながら、さらに各地区の追い払いをしているわけですが、爆竹によってはなかなか効果が表れない。そこで、いわゆる猟友会に対して何とかできないものかということを知りましたが、猿の場合は散弾銃を撃っても全然効果がないというのが実情でございます。各地区でライフルによる捕獲ということを考えているようであります。

しかしながら、残念ながら私どものほうの村ではライフルを持っている方が1人ですか、ぐらいしかいない。じゃあそのライフルをもっと持たせて、追い払えないしは捕獲をやったらいかがかということでありましたけれども、なかなか警察のほうは許可しないのだそうであります。散弾銃を持ってから7年だか10年ないとライフルの資格を与えないとか、ライフルを使う場合はきちんとその訓練をしなければいけないとか、様々な費用もかかるそうであります。

ですので、私どもとしてはできればそういうライフルによる狩猟というのですか、それをやるしかないのだろうとは思いますが、なかなかそれも進まない。制度上の問題がある。

あと、もう一つは、やはり電気柵という、下北のほうでは電気柵を使っているわけですが、その電気柵をするに当たっても、例えば一定の収入を得る形であれば、その効果、費用対効果と言えば大変失礼なのですが、全く売らないものに対して電気柵を設置するというのも非常に非効率だということでございまして、この辺はやはり考え、ちょっと研究しなきゃいけない。

取りあえずは追い払いを徹底する、環境を、環境ということは草を刈ったり周りの樹木を切ったり、そういった環境整備、あるいは猿が食べ物を、そこに猿が集まるわけですから、そういったものを置かないようにするという対策を徹底するしかないのだろう

と私は思っています。

ただ、住家に来て人に危害を与えるようになった場合は、やはり何ていうのですか、猟友会とかそういったものによって捕獲していく方法を取らざるを得ないだろうと、こう思っています。その場合は広域的な対応になると思います。

以上、私が考えている方法は以上でございます。

それから、ドローンについては、やはりこれはやるべきだと。ドローンを使ってやるべきだと。ただ、課長から答弁あったように、体制だとか、管理の体制だとか様々、いろんな問題があります。費用の負担の問題だとか、そういったことをきちんと検討しながらやっていかないとできないだろうというふうに思っています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、村長と産業振興課長より答弁いただきました。村長も課長のほうも、ぜひ考えながら進めていきたい考えを述べていますので、ぜひそれを実現していただきたいと。せっかく日本ドローン機構という、そのドローンにたけた会社と契約を結んでいるわけですから、それを十二分に有効に使っていくのがベストではないかと思えます。

また、十三湖には我々大好きなシジミ貝がいっぱい取れる場所ですけれども、どうも我々以上に、十三湖ではカモがシジミ貝を大好きだそうなんです。そのカモにおいしいシジミ貝が取られてしまっているということで、このドローン機構の会社がカモ追いをやったらしいです。それが物すごく効果があって、もうカモは現れないと。もういたところにドローンのスイッチを入れてプロペラが回った時点で、もうカモが察知して逃げていっちゃうと、そういうよい結果も聞いております。

そういうことも踏まえまして、ぜひこれはいい方向に検討して、いい機材を有効に使っていただきたいと思えますので、その検討をよろしく願いいたします。

これで私4番の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第5 一般質問 5番 森 弘美議員

○議長（小鹿重一君） 日程第5、5番森 弘美君の質問を許します。森 弘美君。

○5番（森 弘美君） おはようございます。今日は1点について質問させていただきます。

す。

阿弥陀川幹線の雑木及び土砂の除去についてということでございます。

阿弥陀川地区の幹線道路、大倉岳へ行く舗装道路を進むと左側に通称、横松橋というのがあります。そして、我が地区の山々は国有林や個人の山林の皆伐によって、大雨のときはこの横松橋周辺の倒木に水がせき止められ、川が氾濫して、農道や山林に土砂が堆積するということが恒常化しております。今後このような事態にならないよう、倒木と堆積した土砂の除去をお願いしたいと思っています。

去年の8月上旬の大雨で、その後、私は建設課の職員も連れて行ったのですが、私1人の判断ではどうにもならない、これは持ち帰って相談しますということでした。相談したのは、それはどう、何も分かりません。何の返答も来ないです。ただ持ち帰っただけだと思います、私は。このようなことについて担当の課長はどう思いますか。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、この場所は大雨が降ると越水しやすいところです。昨年8月の大雨で倒木や土砂の堆積が進んだと思われます。この雨による災害が村内約70件あり、道路や圃場を優先して実施しているところですが、ここも対策が必要と考えますので、実施に向けて調査・検討していきます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 去年の大雨で70か所、壊れた箇所があると言われましたけれども、この箇所は、去年だけでなく何年かに1回は雨が降ると氾濫するわけです。この上流だけでなく下流の水の流れというのですか、川自体、これも何かこう、舗装道路のほうに寄っているような感じがしないわけでもないのです。これは田んぼを作っている耕作者、並びに山林、山に行く山菜採りの皆さんも通るわけですので、ぜひとも来年度の予算をつけて倒木などを除去して、村民が安心して通れるように何とかお願いして、私の質問は終わります。お願いします。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、5番森 弘美君の質問を終わります。

暫時休憩します。10時35分まで休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消して、会議を再開します。

日程第6 一般質問 1番 坂本 豊議員

○議長（小鹿重一君） 日程第6、1番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 1番、日本共産党の坂本 豊です。

まず、1番目に、小中学校へのエアコンの設置についてお伺いをいたします。

2名の方が同じ趣旨の質問をいたしました。今年の夏は小中学校の夏休みが終わっても依然として猛暑が続いているわけです。温暖化による異常気象が原因で、これからは学校にもエアコンの設置を優先して行う必要があると考えます。設置に必要な費用が、前回でも2億円という答弁をしております。具体的で詳細な費用を算出していただくように通告しておりました。その答弁を求めます。また、現在、村の積立金を使って工事することは不可能なのかも、理由を含めて答弁を求めます。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） お答えいたします。

この数字は、令和2年7月に設置した概算の数字でございます。これをお答えいたしたいと思います。

まず、小学校ですが、電気設備工事、これはキュービクルの新設になります。これが2,920万円。機械設備工事、これは天つりの業務用のエアコン30台、3,443万7,800円。この工事に伴う共通架設費として104万2,389円。現場管理費として562万3,680円。一般管理費として880万6,131円。これに消費税が加わって、消費税791万1,000円が加わって合計で8,702万1,000円。

中学校、建築工事費、これは外部の足場や基礎工事です。これが786万5,520円。電気設備工事、キュービクルの新設になります。これが4,083万470円。電気機械設備工事、これは天井のカセット型の業務用のエアコン36台、それにロスナイ18台、これが4,110万円。それにこの工事に伴う共通架設費が228万3,623円。現場管理費が1,102万7,007円。一般管理費が1,239万3,380円。これに消費税が1,155万円。合計で1億2,705万円ということで、総計で2億1,407万1,000円という数字で、今現在、保健室のほうにはエアコンが設置されておりますので、これを大体差し引いて概算で2億円ということで回答させ

ていただきました。

以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 現有の村の積立金を使って工事することは不可能な、ということについて答弁いたします。

財政調整基金の処分については、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、不足分を補うための財源に充てることができるとなっております。

エアコン設置工事については、まず国の補助事業や有利な起債など財源を見つけて取り組んでいきます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） エアコンに関しては補正予算でも100万円ついているという話で、教育委員会でも来年度に向けて設置をしていきたいという答弁が前にありました。私のほうからも何回も質問してきたわけですが、今課長が答弁したこの2億1,000万円もかかるという多額の費用なわけですが、家庭用のエアコンの話も出たわけですが、できればきちっとした、半永久的に使える、そういう設備のほうがもちろんいいわけですので、多少金額が張っても、簡易的なものよりもきちっとした、動くようなものでないといけないわけです。

それから、前におっしゃっておいりました小学校の、何か開放型になっている部分についてはどのようにしていくのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 私、平内のほうの学校さんもたまたま行かせてもらって、その状況では大体家庭用のエアコンがついているのですが、大体今、コロナのあれだということで、大分開放しているんですよ。窓も開けっ放し、教室のドアも開けっ放し。それでも、長く入れているとかなり効果があると感じていますので、あれでも、当然閉めること、下が開いているだけで閉めることもできますので、効果はあると思っています。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 去る7月に授業参観日がございます、私も小学校に行って一応、授業を見てきたわけではなくて施設に関して見てきました。ちょうどその日も暑い日でありまして、教室の中の温度が、室温が大体29度、30度近くになっていました。そこでやっている、授業している先生方と、それから校長先生にもお話を伺いました。小学校

の場合は開放型になっていますけれども、実は戸を閉められるようになっていました。ということは、ある意味、業務用でなくても使えるんだなど、要するに効かせる場合は閉めて使うと。

ただ、もう一つの問題は、今課長から答弁あったように、新型コロナとかそういうウイルス関係をどうするかというふうになるわけです。ところが、家庭用のものは空気の交換、入替えができないわけでありますので、その場合はやはり業務用で空気を入替えしてやるとなると、やはり若干高いものが必要なんだというふうに、私はそういうふうに判断をしてきましたので、いろいろ設置するに当たってはそういったものを考えながら、施設設備全体を見ながらやっていかないと、せっかくつけたのに何か無駄にしたというのですか、そういったことになると思うので、もうちょっとそこは教育委員会のほうに調べていただきたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） ありがとうございます。教室の中だけを冷やして、戸を開けて廊下に出たらまた30度の室温があるということになると、温度差で体調を崩すということも考えられるわけですね。できれば全館を全て冷却できるような設備がもちろんいいわけです。ですから、先ほど言ったように2億1,000万円の設備にということとは、小学校の中、全館を冷やすということができるといことでよろしいのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） このとき想定しているのは、各教室だけで想定していました。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 全館ということになると、また多額のお金がかかるということになるので、これ以上の費用というのはなかなか難しいと思いますが、先ほど総務課長が答弁したように、いろんな補助事業、補助金がある、起債もあるということになれば、村の持ち出しも少ないと思いますが、それは当てにしてよろしいということでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 坂本議員、今4回目ですけれども、回答を求めますか。答弁を求めますか。（「お願いします」の声あり）1回だけにします。教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 起債だけでなく教育関係の補助金もあるので、そちらも検討したいなと思います。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） じゃあお願いします。議長、ありがとうございます。エアコンもいよいよ小中学校につくということで一安心しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2番目のマイナ保険証に固執する理由についてお伺いをいたします。

今政府の進めているマイナンバーカードへの保険証のひもづけが大問題になっています。リスクのあるマイナンバーカードへの拙速な導入は、他人の登録がされているなど問題が山積みされています。仮に、これは私の考え、勝手な考えなのですが、銀行預金通帳のキャッシュカードに他人の口座のデータが仮に入力されている、そういうようなものではないでしょうか。医療に関しても間違いは1つも許されるものではありません。1万人に1件程度だから大した問題ではないと煙に巻く発言をしている大臣の気が知れません。

政府がマイナンバーカードの普及にこれほど執拗に餌を配りながらも推進するには理由があります。マイナンバーカードの利便性だけを宣伝しておりますが、裏にはその恐ろしい実態がありますが、村長はこのことをどのように思っているのかお伺いをいたします。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

国が推進して、国民に必要な情報等については十分説明していると思っております。ただ、報道機関を通じて、他市町村で不具合があったのは事実であります。実態については、地方自治体は国に従い、6月にも質問がありましたが、村長も答弁しましたが、法定受託事務を進めていく方向で私は考えています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員がおっしゃっておりますように、まず冒頭言っておりますように、政府が進めているというふうに質問をしております。まさに政府がこれを一生懸命進めているわけでございますし、我々としては、担当がその法定受託事務に従って進めているわけございまして、その事務を拒否するということは法令違反ということで許されないというふうになっていると私は思っております。

ただ、その恐ろしい実態がございましたということでございますけれども、政府その

ものは、このマイナンバーカードを普及させることによって行政サービスがスムーズに進むのだということを再三にわたって言っております。それが今議員が質問されているひもづけの誤りということでございますので、ひもづけとそういう行政サービスとがすぐ連携関係はあるのですけれども、何か私が考えるには、マイナンバーカードの普及率の向上のためにポイント制、ポイントというのですか、そういったものを配りながら普及率向上のためにあまりにも急ぎ過ぎたというのは、これは実態だと、私はこう思っていますので、その辺、坂本議員が聞いている内容とは、恐ろしい実態という言葉の中身は私はちょっと理解できない部分がありますので、回答にならないかもしれませんが、私はそのように感じています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 課長が答弁したことは、国が進めている事務については、これは拒否することはできないわけで、私が言っているのは、蓬田村で村長がこれは言うことでないので、推進しませんとかそういうことをしてほしいとか、そういうことを言っているわけではないわけで、村長は政治家ですので、こういういろんな問題のある制度についてどのように考えているのかということを質問しているわけで、別に村役場の事務をやめろとかそういうことを言っているわけではないということも理解してほしいと思います。

また、2番目として、前回は質問したわけですが、マイナンバーカードの申請、しない人は、保険証が廃止にされたら資格確認書の申請を自分がやらなくても今の保険証のように送る方針に政府は変えたいわけですか。1年足らずの有効期間を5年に延長するなど目まぐるしく変えています。しかし、これでは今の保険証と一体何が違うのかということでもあります。質問します。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） 令和6年秋以降、新規の健康保険者証の発行はしません。最長1年間の使用可能で、資格確認書は無償で交付されます。5年の延長に関する情報は役場には来ていません。

今の保険証と何が違うのかということですが、まず患者の受診情報、それから薬剤情報等が医療機関のほうに適切に伝わるということが1点です。また、役場での国保限度額認定書発行の手続が不要になるという2点が変わるということです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） まず、1点再質問でお聞きしたいのが、5年の間にマイナ保険証、マイナンバーカードに保険証をひもづけた人が5年に1回更新をしなければならないというふうにあります。5年に1回役場に行って申請をするということがどれほど大変なことかということ、寝たきりの方、痴呆症の方、高齢者の方は自分で自力で車もなく、歩けない人も、役場に来て申請をしなければいけないと。ましてや5年に1回の申請ということになれば、ほとんどの方は多分役場辺りから……。

○議長（小鹿重一君） 暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消して、会議を再開します。

坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） そういうなかなか自力で役場に行けない人たちの中には、村内にもいると思います。また、ちなみに運転免許証の更新も5年に1回ありますが、年間で全国で約28万人ぐらいが更新忘れをしているというデータがあります。このマイナンバーカードの申請忘れというのは免許証と比べても2倍から3倍ぐらい増えて、50万、70万人が更新忘れをするということが考えられているわけで、そういう更新忘れをした人はもう5年後に病院に行っても10割負担というふうにされてしまうわけですよ。ですから、今までどおり保険協会のほうで郵送で送ることが一番必要なわけですよ。そういうことすらやられていないわけですよ。

あと、私は、村長がさっき答弁して、恐ろしい内容ということがあったわけですが、この、私もよくマイナンバーカードを政府がなぜこれほど執拗に推進するのか、よく理解できなかったわけで何回か質問したわけですが、私自身もちんぷんかんぷんであったわけです。

赤旗新聞の7月の12日にこのように書かれておりました。政府と財界がマイナンバー制度の導入をした狙いは、社会保障給付の抑制と財政負担、そして大企業の税と保険料負担を削減するためだと指摘しておきます。そして、個人情報ビジネスで特定企業の利益拡大を、デジタル化による成長戦略に位置づける政治にあると言っています。

さらに、マイナンバー制度の目的が、医療、年金、介護などで受けた行政サービスの全てと個人の金融口座・資産と社会保障給付を把握して、国民への徴税強化と給付の削減を押しつけるためと指摘しているわけです。

このように書かれて、私はこの記事を読んで、ああ、なるほどなと思いました。そして、ネットのニュースでもよく出てくるのが、この経済界、財界ですよ。今サントリーの社長が、元ローソンの社長もやっていた方ですが、こういう発言を受けて、サントリー製品の不買運動をしようという、そういう記事もあったほどであります。

つまり岸田内閣は、国民の7割から8割も反対すること、マイナンバーカードの見直しもしないし、来年の秋には保険証の廃止をすると、頑としているわけですが、財界やそういう人たちの意見は幾らでも聞くといういびつな構造になっているということを私は指摘しておきたいと思います。

これについて、この問題だらけの、国民にとっては悪魔の制度のマイナンバーカード制度を、廃止を含め白紙からの見直しを求めてはどうかということをお伺いを最後にいたします。

○議長（小鹿重一君） 村長、よろしいですか。

○村長（久慈修一君） 私に陳情ですか。非常に大きな問題で、私に聞いていると思わないものですから、私、ああとっておりました、失礼しました。

そもそもマイナンバーカードについて、今坂本議員がおっしゃったように、そういう恐ろしい実態というものはあるのかもしれませんが。赤旗、7月12日号、私、見ておりませんが、ただ、私が思うに、私が考えるにですね、マイナンバーカードを発行するのは、それは総務省か、あるいは内閣府か分かりませんが、マイナンバーカードを発行するわけですが、私も国保を担当したことがございますので申し上げますけれども、国民健康保険制度というのはそんな簡単な制度でつくられていません。いろんな制度を、例えば資格取得の問題にしても、あるいは税の納付の問題にしても、給付の問題にしても、そんな簡単にカード1枚で処理できるようなものではありません。例えば国保であれば、国民健康保険団体連合会というものが全てを仕切ってやっています。社保でありましたら社会保険診療報酬機構ですか、基金、支払基金とか、そういったところが扱っています。

したがって、社会保険の場合も国保の場合も、あるいはほかの企業保険の場合も、保険証はそれらの人たちが皆出しています。それをマイナンバーカードに統一しようとい

う中で、まさにそういう機構と、あるいは自治体と協議をしてやっているという実態がよく見えてきません。それだけ複雑なものをなぜカード1枚で簡単にできるのか、そういったことをもう少し政府自体が考えていかないと、この保険証の一体化というのは私は難しいんじゃないかというふうに考えています。これはある政治家の方にも申し上げたのですけれども、もう少し慎重にやってほしいですねということは申しあげました。

それから、社会保険、例えば個人情報の問題だとか、一番大きく国民に訴えられているのが個人情報の漏えい、あるいは自分たちの口座の管理、そういったものが出てきますけれども、私自身もやはり、例えば国が新型コロナのときの給付金をやる場合に、給付金をやるからマイナンバーにひもづけされた口座で振り込みますので申請してくださいとやったのですが、それができなかった。それも全く同じで、各市町村にそういうデータも全て手続も全くやらないでただマイナンバーカードを持ってくればそれでやってあげますよという非常に短絡なシステムを考えたというのが、私は失敗の原因じゃないかと。

坂本議員の恐ろしい実態というところには届きませんが、やはりそういう手続の問題でいろいろと瑕疵があったのではないかなというふうに思います。私はもっぱら国の責任でありまして、宮下県知事がおっしゃるように、これに伴って市町村の負担が伴わないように国が責任を持ってやってくださいよ、もっと時間をかけてやってくださいというふうに申し上げたいと、こう思います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 村長、ありがとうございます。岩手県議会ではマイナ保険証の白紙撤回を求める決議案を出したというニュースも入っているわけで、各地からそういう政府に対して抗議の何かを示さないといけないほど、このマイナンバー制度は今窮地に立っているわけです。

次に、3番目として、役場庁舎の建設費用のことでお伺いをいたします。

役場庁舎の建設費が、当初の見込額が15億円だったものが25億円になると説明があったわけです。急激な物価高騰が続いているために、工事が始まる頃にはさらに値上がりすることも考えられます。仮にそういうことになり、契約が30億円とかになった場合はどうするのか、それとも幾ら工事費が高騰しても見直しなどしない方針なのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 役場新庁舎建設工事については、既に緊急防災・減災事業債や二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金を活用して事業を進めておりますので、見直しなどは考えておりません。工事の増額変更があれば議会に説明をして予算計上をいたしますので、ご理解願います。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 一旦走り出してしまったものを止めるということもなかなかできないし、新庁舎の建設は津波対策の上でも必要不可欠な事業であります。そのことはよく十分理解しておりますが、仮に30億円とかそういうかかった場合には国からの補助金が増額をされるとか、それから国からの融資とかそういうものを増やすことができるのか、その辺について、もしよかったら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 緊急防災・減災事業債のほうは、金額が、工事予定金額が増えても、それ以上増えるということはありません。

また、工事が増えていくということでもありますので、それに伴ってまた有利な起債等が借りることができるか検討していきたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 3番目として、村が基金として所有しているお金、あるわけですが、役場庁舎に使える金額の上限というのは幾らになるのか、最後に質問いたします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 現在、財政調整基金14億7,000万円、公共用施設整備基金15億3,000万円、合わせて30億円で賄えると思っております。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 30億円あっても、あるわけですが、もちろん起債もあるし、補助金もあるわけで、30億円の基金を全部崩すようなことはないと思いますが、一旦走り出してしまった事業ですので、できればあまり金額が上がって村民に負担がかかるようであれば、設計の見直しとかそういうことが、小細工的なことですができるのか。副村長が首を振っておりますが、できないのか。改めて質問して終わりたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 現在事業のほうは皆さんご存じのとおり、造成工事も進んで

おり、今後建設工事に入ります。計画自体はもう決まっておりますので、これから変更ということになれば、いろいろな時間等がまた費やされますので、現在はそのまま進めていきたいと考えております。

○1番（坂本 豊君） 分かりました。

それでは、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、1番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第7 一般質問 2番 久慈省悟議員

○議長（小鹿重一君） 日程第7、2番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） マスクをつけていますと滑舌が悪いので、外させていただきます。

それでは、私のほうからは本日3つのほう、申告をしているように、1番目から始めていきたいと思っております。少し不慣れですけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

猿による作物被害と有害駆除の在り方について、お伺ひいたします。

今までいろいろと手を尽くしていることは十分理解いたしますが、なお猿による作物被害は今まで現れなかった民家の近くまで攻めてきています。これまでの対策をまるであざ笑っているかのようで、地域住民の生活環境を脅かすまでの行動であり、これまでの被害防止対策では十分でないかと判断をいたします。そのように認識を捉えたのであれば、被害の軽減を図るために、有害鳥獣捕獲が可能と思っております。まずはこのことについてお伺ひしたいと思っております。

そこで今回、鳥獣保護管理法の中で鳥獣捕獲を行うに当たり、適切な申請をすべきと考えているのですが、住民の皆さんは自分たちで食べようとか、また県外に住む子供たちに送ろうと楽しみに作付した作物被害をまたどのように担当課長、当局は考えているのか。また、被害防止が目に見える対策として適切な申請の手続をしようとするのか、必要ないと思うのか、その有無を併せて答弁を求めたいと思っております。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） まず、各農家が丹精込めて作った農産物を収穫前に被害を受けるといったことは、非常に残念に思います。また、鳥獣捕獲に対する適切な手続についてですが、鳥獣保護管理法の中で、鳥獣の捕獲に関しては狩猟免許、わなですけれども、この交付を受けた者が市町村へ許可申請をし、その許可を受けた者がわなを設置できるものです。村では、このような法律に沿って適切に行われています。また、現

在、この許可を受けた者により、村で所有している箱わなを適地に設置しているところ
でございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 許可申請に当たっては、被害を受けた個人、また団体、農協、漁協、そして団体ですから地方公共団体も入ります。そういう中で、環境大臣もしくは県知事、都道府県知事の許可が必要とされています。箱わなで捕らえられた猿を、なかなか表に言葉にするのは少し難しいのですが、最終処分ということで一般廃の中に入るかとは思われますが、ただ、こういう被害が後を絶たない以上はやはりそういう駆除をしていかざるを得ない。増え過ぎてしまったものをやはりある程度の数に抑えていくのも行政の在り方ではないのかな、私はそう思っております。捕獲された鳥獣は、今までもやっていたのかどうかは何とも私は分かりませんので言いませんけれども、やはり行政が責任を持って処分とかするべきだと思います。

そういうわけで、これ以上迷惑がかからないようにしっかりとした事業費を充てて対応を万全にさせていただく必要があるのではないかと思っておりますけれども、きちんとした事業費をもって駆除対策に本腰を入れるかどうか、村長の答弁をお伺いしたいと存じます。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この猿対策につきましては、かねてから本気で取り組んではいるところであります。したがって、最初発信機をつける事業から始まって追い払い、それに伴う追い払い、そして箱わな、いろんな形でこれをやってきたのですが、各町村、例えば外ヶ浜町にしろ、今別町にしろ、青森市にしろ、追い払いを基準にしてやっています。

猿の事情という言い方はよくないですけれども、猿はじゃあどこに行けばいいのかという自然界の中でのこの動きを我々は追い払い、いわゆる猟友会によって撃ってしまう、殺してしまう、そういったことを許可は、なかなか許可をもらえないという中では、追い払い以外に方法はないわけでありますから、追い払いということになると、人とのどこまでも、何て言うのですか、果てしない戦いになるんじゃないかと、私はこういうふうに思っています。

ですので、できるだけ箱わなで、いわゆる銃による方法が取れないのであれば、箱わ

なによるもの、そしてそれと同時にモンスターウルフという声を出す追い払いのやつを、今5台ですか、5台入れていますけれども、それを有効活用しながら、できれば追い払う、しかし他の町村も同じことをすればまた同じようになってくる。そうすればどうするかというと、ドローンを使ったり、あるいはそういった方法も考えなきゃいけないだろうと、私はそういうふうに思っています。

何が効果的かといっても、やはり総体的に各市町村が同じことをすれば、猿の行き場所がなければどこかに、一番弱いところに来ると、私はこう思っていますので、できる限り人的な、あるいは特産品に被害のないような、そういった形での追い払いをやって、一応もうどうもならないということになれば、やはり電気柵の設置だとか、そういったことを考えていかなきゃならないのだろうと、こう思っています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） ありがとうございます。近隣の市町村も追い払いをメインとした、そういう何ていうのですか、被害を防止しているような答弁でございましたけれども、何をやるにしても最終的に、一時的には猿は避難する、しかしながらまた戻ってきて、今まで、今年もやはり被害が後を絶たないというのは現実なわけです。

申請が非常に難しいというふうな話もされましたけれども、努力をしても駄目な場合は、やはり被害を軽減させるための対策として鳥獣捕獲も認められているわけです。それは秘密でやれば当然罰せられますから、きちんと環境大臣、そしてもしくは都道府県知事の許可を取りなさいと、そういう中で捕獲は認められております。

どのくらい難しいのかは申請したことがないので私は分かりませんが、やはり難しい中においても、これ以上やはり我慢できない限度のところまで住民も来ているわけです。いちごっこで忘れた頃にまた、外へ追い払われてもまた戻ってきますし、隣の町で追い払われたのが当村にまた出現したり、それでは追い払って、そういう何ていうのですか、一時的な被害を防止するのは、今後はやはりきちんとした形をもってやっていくべきではないかなと、私はそう思いました。

答弁を求めてもまた同じ回答が返ってくるわけですから、次の質問に入りたいと思います。

2番目に、瀬辺地天満宮ののり面336-1の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

3月議会の一般質問において、当該の場所は急斜面の中に松の木がたくさんそびえ立っており、万が一にも落雷を受け崩落事故に結びついた際には、下の6メートル道路をはるかに飛び越え家屋を破壊し、さらに電線を切断し、現場より北側は停電も考えられる。冬期間であれば大災害となりますと訴えてきました。

そこで、通告の質問に入りますが、村サイドは土地所有権を自治会から自治体に移したとの報告があり、村長の答弁では、必要なら立ち木伐採も考えなくてはならないとの言葉も出ました。あれから半年たちますが、その後の東青県民局との話合いとか展開がどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） まず、今までの経緯から説明させていただきます。令和4年8月3日の大雨でのり面が崩壊しました。その後、こののり面の防災対策をするために、土地の所有権を令和5年2月に瀬辺地自治会から蓬田村に移転いたしました。こののり面は国道280号線と近接しているため県に相談したところ、道路防災上の観点からも調査は必要だろうということで、令和5年度中に地質調査をしていただけることになっております。この調査結果をもって、今後どのような対策が有効か決まってきます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 昨年の8月に青森県においても豪雨災害が発生し、あちらこちらと爪痕を残しました。いまだに復旧工事の途上です。JR津軽線に対しては、蟹田から三厩駅間の復旧工事はめどが立たず、代行バス、乗合タクシーの実施、振替の状態です。

しかし、復旧工事と防災・減災は違いますから、当該の場所は旧280号線沿いであり、生活道路です。歩行者もいますし、車も通ります。皆さんが被害の当事者とならないうちに整備に着手していただきたいものと思います。引き続き担当課長及び村長には数倍のご尽力をお願いしたいと考えますが、村長の答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この問題につきましては、私も担当のほうにできるだけ早くやるようにということで4月から話をしまして、県のほうも2度ほど来ているように伺ってございます。どういう工法を用いるかということによってその用地の問題、今瀬辺地自治会から蓬田村に移管した分についてそれで間に合うのかどうかということで、県のほうが検討しているという実態であります。

最初は、私は砂防、いわゆる急傾斜地法に基づいてこれを実施するのが一番いいんじゃないかと思いましたが、県のほうでは、いや、道路、ここに、課長が説明しましたように、道路防災という観点からそれを進めたいということでございます。やはりその地質をきちんと調査しないと、ただ構造物を造ってもまた崩落する危険というのがありますし、それに対する構造物だとかそういったものもきちんと調べていかなきゃいけないという、そういうお話も私自身伺っています。

できるだけ早くというのは、これはもっともな話でございますけれども、せっかく造ったものが裏からまた洗掘されて、洗い出しされてしまってまた崩落してくるというようなことがないように、やはりきちんと地質調査をしながら、今後崩壊しないように、そういったことを県のほうが検討しているということでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） ありがとうございます。住民が1日も早くあそこの場所に対して安心・安全が実感できるよう、我が村の担当課長にも今後ともよろしく願いをして、次の質問に入りたいと思えます。

3番、蓬田村新庁舎造成工事の材料搬入についてお伺いたします。

令和2年から新型コロナウイルスというパンデミックに世界中が見舞われ、外出を控えるような指導の中で、人々も感染を恐れ自制、節制をしてきました。そのため、飲食関連に当たっては経営者は閉店を余儀なくされ、またホテル経営、旅館、観光バス業界とか、様々な業種に押し寄せました。

国や県は、日本経済の閉塞感を打開しようと日本経済の回復を試みて、法上の分類を2類から5類に見直し、様々な規制を解除し、外国人が日本へと旅行も可能となりました。同時に、国内においても人々が自由に旅行もふるさとへの帰省もできるようになりました。当村においても、コロナ交付金を様々な団体企業、住民に給付して提供してきました。ロシアによるウクライナ侵攻の陰で物品高騰のあおりを受け、20億円以上の予算規模に膨れ上がってしまっています。

このように、国が日本経済のことを考える立場であるなら、我が村も地域住民の経済の安定、発展を目指して考えるべきと思えます。地域振興さらに考えたとき、造成工事の材料は、我が村にも取り扱っている企業があるにもかかわらず、それが外からわざわざ

ざ搬入されるということは地域経済の活性化につながらない、私はそう思い、次の質問をします。

材料である盛土に必要な白砂は、我が村の企業も取り扱い販売している中で、なぜ地元で材料の白砂は駄目だったのか、答弁を求めます。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 役場新庁舎建設工事に係る土砂運搬に関する地域説明会を令和5年2月に阿弥陀川公民館で開催しております。説明会で阿弥陀川の幹線道路を通行する土砂運搬について、安全性及び環境保全対策を求められましたが、造成工事の着工までに住民の要望を聞き取り納得のいく対策を講じることは困難と判断し、阿弥陀川地区からの土砂は使用しないことに決定しました。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） そういう内容だったというのは、今総務課長から聞いて、だったのかという印象を正直に持ったわけですが、企業はやはり法人税とか様々な、個人事業主とは違って、与えられた様々な事業税を払っているわけですね。蓬田村にもそれは納付されていると思います。

そういう中で、やはり村にあるものをわざわざ遠い場所から、搬送台数にすれば半減して、調べてみたら値段も高い、デメリットばかりだと私は感じました。やはり地域住民の所得の向上の安定を図ると同時に、活性化というものを念頭に置きながら事業を進めるべきだと思います。

ただ、この二十数億円の事業費を外の企業に捨ててみたところで、我が村には誰も税金を納めてくれません。やはり税金を納めている、そういう地域住民の底上げを行政が目指さなくて、誰が目指してあげましょう。そういう観点から、やはりきちんとそういうふうに村側も中に入って、上手に調整をするべきではないのか、私はそう思います。

これから、今からではもう遅いと思いますが、今後このようなやはり事業がある場合は全てがそういうわけにはいかないです。事業によって経営審査の、何ていうのですか、定数というのですか、数字というのですか、それが何ぼ何ぼ以上なければいけない、そういうのに当てはまらなくては、当然入札も参加できないだろうし、全てが蓬田村にある企業の方々に提供できないというのは、これは致し方ないわけですし、しかし提供できるものはしっかりと提供をして地域住民に潤いを与える、そういう潤いがないのに、ただ事業だけぼんぼんやって、住民に何の、何ていうんですかね、住民がかわいそうだ

なという、簡単に言えばそういうことに私は思うのですけれども、今後やはりこういう事業をやるときには、きちんとそういうのを念頭に置いて進めていきたいと思いますが、総務課長はどう思いますか、答弁を求めます。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議員おっしゃったとおり、今後の話でありますけれども、そういうこともいろいろ現場等も考慮しながら進めていきたいと思いますが。（「村長にも申し訳ない、答弁を求めています」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） この問題については非常に難しい問題ということになります。まず、1つは、緊急防災・減災対策事業債というものを私どもは使えます。令和2年にこれを始めるということでスタートして、5年間でこの事業を完成しなければ、この緊急防災・減災事業債、対策債というのは使えません。完成しなければ、その完成した部分だけでその起債が使えるということです。先ほど9億8,000万円、約10億円ちょっと足りないのですけれども、その部分が使える。その部分がなぜ有利かという、その75%の評価費についていわゆる交付税対応がされるということですので、3分の1以上の補助金を頂いたのと同じ効果があるということでもあります。

なぜほかから持ってくるのかということでもございますけれども、協議を2月15か16あたりで、日にちまでは忘れましたが、その日に協議をして話をした結果、まず道路の、道路というのは農道の使用に関して、待避所の問題ですとか、今ちょうど土を配る時期なのですが、待避所を造ってそれでやるとなると、どうしても水路等の切替えでありますとか、道路の補修の問題でありますとか、そういったものがついて回るわけで、それをやろうとすれば経費がかかると同時に時間がかかる。そうすると一定の交付金の中でそれが終われないというようなことが出てくる。

それから、環境問題というふうに総務課長は申しましたけれども、いわゆる振動の問題でありますとか、あるいは小学生の、あるいは交通安全の問題でありますとか、それらの対策もしっかりやってほしいということになりますと、かなりハードルの高い、土の運搬になると。

それで、我々としては一応代替道路も考えたのでありますけれども、代替道路を造った場合と、あるいはその外から搬入する場合とどちらが有利かということも考えたこともありましたけれども、いずれにしても外から運搬したほうが安いだろうと。その際、

できれば地元の事業者を使ってやりたいと、実施したいというふうなことは決めてきたわけでありますので、議員の言うのはもっともなわけですよ。地域振興を考えて、大きい事業だから地域振興を考えて地元の業者を使ってというのがまさに正しいのですが、我々としてはそこまでやると入札の問題まではまることになりますので、それはちょっと難しいですけども、そういった意味で今、外から搬入するようになったという事情だけのご理解いただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 村長の答弁の中で様々、2月に協議された、そしてなかなか間に合わないとかそういう中で、そういう答弁でしたけれども、やはり、私も入っていますけれども、片道40キロあるんですよ。往復80キロです。飛ばして歩いても5回ほどしか、1台5回しか搬送することができない。近くだと逆に10台も配られて、日数も短くて済むわけですね。やはりこういうのを取り決めたときに、今までいろんな常任委員会の長にも出席をしていただいた経緯がございますので、様々なところで、ですからそういうときにやはり産業建設常任委員長もその話合いの中に入れて、2月でしたらそんなに農家も忙しくないと思いますので、意見をやはり参考にさせていただいたかったな、そういう思いはあります。

しかし、基本は、この際ですからはっきり私は申し上げておきますが、村長はもちろんのことです、議員も職員も公費をやはり給料としている以上は、地域住民の所得の向上、そしてさらに底上げに努めなければならないという、そういう立場であるということとは申し上げて、加えておきたい、このように思います。

以上をもちまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、2番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時36分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年11月21日

蓬田村議会議長 小 鹿 重 一

会議録署名議員 森 弘 美

会議録署名議員 吉 田 勉